

租税訴訟学会理事会 議事録

日 時： 平成 27 年 11 月 27 日（金） 19 時 00 分～20 時 00 分
場 所： 弁護士会館 10 階 1008 会議室
参加者： 青木康國、朝倉洋子、大塚一郎、管野浅雄、草間典子、土屋清人、
永石一郎、長島弘、藤村耕造、依田孝子、脇谷英夫、山下清兵衛

敬称略

議 事： 1. 各部会・支部活動報告
2. 紀要 9 号について

1 各部会・支部活動報告

(1) 研究提言部会報告（土屋清人理事）【別紙 1】

・第 48 回研究報告会について

日 程：12 月 8 日（火）18:00～20:30

会 場：東京税理士会館 2 階 大会議室

テーマ：「公正会計処理基準に関する一考察ービックカメラ事件及びオリックス銀行
事件を題材としてー」

講 師：税理士 木島裕子 先生 税理士 矢頭正浩 先生

2 紀要 9 号について（山下清兵衛理事）【別紙 2】

(1) 進行状況

年内に原稿を集め、編集作業を行う予定である。

そこで、現在、執筆応募者も含め多くの方に執筆をお願いしているが、数多くの意見を取り入れたいので、理事の方にも是非執筆をご協力いただきたい。

(2) サブタイトルについて

今回の紀要は、各執筆者が考える各々の「租税公正基準」を幅広い意見として編纂し発表する方向で進めているが、予め学会として統一した「租税公正基準」を明確に打ち出し、それに基づいて賛否論を取りまとめた一冊として編集するべきとの意見が出た。

また、「民間通達」の表現については、取り止めることになった。

最終的に、紀要 7 号（「租税公正基準」）、紀要 8 号（「租税公正基準 2」）及び紀要 9 号（「租税公正基準 3」）を再編纂して、学会統一意見を発表したい。

(3) 編集委員

編集委員として、下記の者が決まった。

山本守之 理事（研究・提言部会）

長島弘 理事（研究者）

金子友裕 理事（研究者）

大塚一郎 理事（研修部会）

山下清兵衛 理事（総務企画部）

次回理事会は、平成 28 年 1 月 6 日（水）19 時 00 分～、弁護士会館 1008 号会議室
次回議題：部会報告など

議事に対するご提案等は、下記総務企画部（Email / FAX）までお願い申し上げます。

租税訴訟学会総務企画部

FAX: 03-3586-3602

Email: info@sozei-soshou.jp

<http://sozei-soshou.jp/>

租税訴訟学会 研究提言部会 議事録（平成27年11月27日）

作成：田口 渉

平成27年11月27日、午後6時より、弁護士会館1008号室において、下記のとおり、租税訴訟学会研究提言部会が行われた。

※田口が欠席したため、当日用意しました打合せ事項メモに基づいて作成しました。

第一 議事内容

1. 第48回研究報告会について

第48回研究報告会について、下記の事項が決定しております。東京税理士会の会報に広報済みです。（田口）

(1) 日時：平成27年12月8日火曜日（18：00～20：30）

(2) 会場：東京税理士会会館大会議室。

(3) 研究発表テーマ：「公正会計処理基準に関する一考察ービックカメラ事件及びオリックス銀行事件を題材としてー」

(4) 発表者：税理士 木島 裕子 氏 税理士 矢頭 正浩 氏

(5) 分担（敬称略）

当日の分担については、次のように予定しております。

①司会 土屋

②あいさつ 山田会長。

③受付・入会申込 研究提言部門会員・村澤社労士。守田。田口。

④案内

・学会会員 総務部会

・弁護士会 東京三会を牛嶋、菅原。二弁税法研究会を山下副会長。

・税理士会 下記のとおり分担する。

・ 日本税務会計学会並びに東京税理士会広報を東京税理士会事務局。

・全国女性税理士連盟研究部 朝倉

2. 第49回研究報告会について

※第49回研究報告会は、平成28年4月開催を予定しております。（田口）

平成27年11月27日

総務企画部

1. 研究会・支部報告

(1) 開催予定

[中四国支部 冬期定例研修会]

日 時：平成27年11月28日（土）午後1時30分～5時

場 所：島根大学 松江キャンパス教養講義棟1号館102教室

第1部：テーマ「改正された行政不服審査法の意義と今後の課題」

講 師 弁護士 水野武夫 先生

第2部：テーマ「改正された国税通則法（不服審判）の意義と今後の課題」

－民間税調で検討されている税制改正を含む－

講 師 弁護士・青山学院大学教授 三木義一 先生

第3部：パネルディスカッション「改正行政不服審査法を検証する」

パネラー 弁護士 水野武夫 先生

弁護士・青山学院大学教授 三木義一 先生

税理士 都筑巖 先生

コーディネーター 支部長 鳴戸大二 先生

[名古屋支部 総会及び研修会]

日 時：平成27年12月3日（木）午後1時30分～4時30分

場 所：アイリス愛知

第1部：【支部総会】午後1時30分～1時50分

議案 ①活動報告の件 ②決算報告及び承認の件 ③役員選任の件

第2部：【研修】 午後2時～4時30分

テーマ「役員給与事件・親子会社事件・用途非課税事件」

講 師 弁護士 山下清兵衛 先生

第3部：【懇親会】 午後5時～

[第48回研究会]

日 時：平成27年12月8日（火）午後6時～8時30分まで

場 所：東京税理士会2階 大会議室

テーマ：「公正会計処理基準の関する一考察

－ビックカメラ事件及びオリックス銀行事件を題材として－

発表者：税理士 木島裕子 先生

税理士 矢頭正浩 先生

2. 紀要その他出版企画について

当学会が租税公正基準制定委員会の役割を果たすため、「租税公正基準（民間通達）」を発表するものとし、多くの論文を集める。

学会員から広く論文を募り、個別にも事案を取り扱った先生方に執筆依頼をした。

現在の執筆予定者及び応募者は別紙の通り。

特段の事情により12月中旬締切となっている方もいるが、基本的に11月末にて提出を締め切る予定である。原稿が揃い次第、編集会議を行いたい。

現時点で、出版は来年の1月末を予定している。

3. 新事業計画について

(1) 会員サービスとして、次の情報提供をネット通信にて行う。

① 不動産とM&A情報交換

- ② 不要資産交換
 - ③ 保険情報提供、プレミアムカード情報提供
 - ④ 病院・介護施設紹介など
 - ⑤ 研究・研修教材の有償配布
 - ⑥ 事務職員、若手士業の就職情報交換
 - ⑦ 会員の顧問先の事業紹介と会員による利用促進
 - ⑧ 鑑定意見書の作成及び租税事件支援
- (2) 大学と提携し専門登録と専門認定を行う
 - (3) 法科大学院租税法講座及び税理士補佐人講座の運営及び講師派遣
 - (4) 専門研修
 - ① 信託税制
 - ② 用途非課税
 - ③ 租税回避の研究
 - ④ 資産評価訴訟の研究
 - ⑤ 事実の変動と更正の請求
 - ⑥ 評価的課税要件の研究
 - ⑦ 是正されるべき判例・裁決・通達
 - ⑧ 税制を利用したビジネスモデル（武富士事件、オープンシャホールディング事件、IBM 事件、八田事件、その他非課税制度事件）
 - (5) 民間税調との提携

以上

紀要9号テーマ一覧

総テーマ: 「租税公正基準(民間通達)」

通番	項目番号	事案	執筆予定者	テーマ	簡単な内容
1	総論1	課税要件論とはみ出し行政立法			
2	総論2	不利益遡及課税			
3	総論3	誤指導と信義則			
4	総論4	情報公開請求と税務情報			
5	総論5	行政指導と税務調査			
6	総論6	行政手続法の適用除外			
7	総論7	公益法人非課税			
8	総論8	租税法解釈における形式主義・客観主義			
9	総論9	租税債権の協議による確定(税務調査)			
10	法人税1		山本守之	一般に公正妥当と認められる会計処理の基準と現金主義が認められた事例	
11	法人税2	役員給与の年度帰属	管野浅雄	役員分掌変更における退職金給与の分割支給をめぐる判決と通達改正の必要性について	東京地裁平成27年2月26日判決は、法人税法における退職給与について、実質的に判断すべきとする判断を示した。これまで法人税基本通達の取扱いは、継続勤務している限り原則として退職所得とは認められず、一定の条件を満たした場合に例外的に退職所得と認めるとするものであった。しかし、今後は、退職給与に該当するかどうかを実質的に判断するための通達改正が必要であり、打切支給の際に未払金経理を認めないとする取扱いは廃止すべきであり、また、支給年度損金経理(現金主義)については、一定の制約を付すべきである
12	法人税3	従業員給与年度帰属事件			
13	法人税4	減価償却事件 ※提出期限 遅くとも12月11日(金)と依頼	金子友裕		
14	法人税5	インターネット取引課税			
15	法人税6	親子会社間における適正価額(積水化学事件)			
16	所得税1	株式給与の受給者課税(ドイツ証券事件)			
17	所得税2	申告所得税と源泉所得税の関係	馬場 陽	源泉徴収と確定申告(最判平成22年7月6日民集64巻5号1277頁の意義と読み方(仮))	
18	消費税1	診療報酬の消費税非課税(軽減税率)			

通番	項目番号	事案	執筆予定者	テーマ	簡単な内容
19	消費税2	消費税の諸問題			
20	相続税1	行き止まり私道の30%評価基準(東京地判平成26年10月15日)・固定資産評価との差異	萩原 岳	行き止まり私道の30%評価基準(東京地判平成26年10月15日)・固定資産評価との差異	行き止まり私道の適正な評価額と評価方法の考察
			増井 隆彦	行き止まり私道の30%評価基準(東京地判平成26年10月15日)	行き止まり私道の30%評価基準について、東京地裁平成26年10月15日判決と審判所に提起された同様の事例を照らし合わせ、国が示している評価基準と現況の乖離を検証する。
21	相続税2	マンション敷地評価事件			
22	相続税3	未分割相続税申告事件			
23	地方税1	非課税要件の解釈(天王福祉会事件)		(納税者代理人は畠田弁護士)	
24	地方税2	固定資産税事件(天神アーケード事件等)		(山田二郎弁護士の鑑定意見書有り)	
25	地方税3	評価基準による価格と時価(固定資産評価基準事件)			
26	国際課税1	マレーシア南洋材事件	山下 学	国際課税 川崎汽船事件一業務委託料を交際費と認定、裁決で納税者勝訴 (納税者代理人は山下清兵衛弁護士)	国際取引における税務調査の交際費認定を国税不服審判所において取り消した事例一 双輝汽船事件にも触れながら
27	国際課税2	香港タックスヘイブン事件		(納税者代理人は井上康一弁護士)	
28	国際課税3	差額関税憲法違反事件(租税条約の解釈)		(納税者代理人は志賀櫻弁護士)	
29	租税手続法1	破産管財人源泉事件 ※提出期限 遅くとも12月11日(金)と依頼	元氏 成保		
30	租税手続法2	国際源泉税事件			
31	租税手続法3	勝訴判例と類似事件(更正の請求)			
32		IBM事件		(納税者代理人は宮崎裕子弁護士)	
33			泉 絢也	収益事業に該当するものとして行った青色申告の更正処分を理由付記に不備があるとして取り消した大阪高裁判決	最近において、収益事業に該当するものとして行った青色申告の更正処分を、理由付記に不備があるとして取り消すとともに、理由付記の十分性を巡る問題に関して、いくつかの興味深い視点を提供する裁判例(大阪高裁平成25年1月18日判決・判時2203号25頁)の考察から、公正基準を抽出する。

通番	項目番号	事案	執筆予定者	テーマ	簡単な内容
34			永島 公孝	「収益事業」の概念の多様性(今昔)	①収益事業の概念・・・営業税法からの洗礼、対価性、原則課税 ② ・「収益事業」の対象概念を使った一般法人の節税と問題点(非収益事業) ・公益認定における「収益事業」の意味
35		※別テーマで依頼 「不相当に高額な役員給与事件」	齋藤 滋	タックス・コンプライアンスを阻害する同族会社の行為・計算の否認規定の問題点	法人税の負担を「不当に減少させる」結果となると認められる具体的態様を明らかにした個別要件規定の束によって納税者の予測可能性が保障され、もってタックス・コンプライアンスはより高次元で達成されることになる。ゆえに、同族会社の行為・計算の否認規定は「税法典から削除すべきである」ことを主張する。
36		※提出期限 遅くとも12月11日(金)と依頼	風岡 範哉	相続税における名義預金・名義株の判断基準	相続税においてもっとも税務調査で否認される可能性の高い、名義預金・名義株については、法律の定めはもとより判断基準が明文化されていません。判例・裁決を検討して、その判断基準を模索してみたいと思います。